

小金井市立公園・環境楽習館の指定管理者制度

導入に向けたサウンディング型市場調査

実施要領

令和4年6月

小金井市 環境部 環境政策課

## 1 はじめに

小金井市立公園及び小金井市環境配慮住宅型研修施設（以下「環境楽習館」という。）について、以下の状況を踏まえた上で、民間事業者からの柔軟かつ実現可能なアイデアをご提案いただき、それらのアイデア等を参考に、公園の魅力向上及び効率的な維持管理等のための事業内容及び事業者募集に係る条件の検討及び市場性の確認をするため、サウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）を実施するものです。

### (1) 市立公園

小金井市内には212（令和4年度中に用途変更により210となる）の市立公園が設置されており、市職員及び委託事業者により維持管理を行っております。しかし、半数以上が宅地開発等による小さな提供公園であるため、低未利用となることが多く、これらの公園に係る維持管理費が課題となっています。そのため、公共施設としてあらゆる方法での活用が求められています。

また、市立公園は、散歩や運動の場、子どもの遊び場、地域交流の場及び火災時の延焼防止等の多様な機能を有しており、地域の魅力向上に資する有効な公共施設であるため、本市では、「小金井市公園等整備基本方針」（平成31年3月）を策定し、「公園の質の向上」を基本方針として定めています。

そこで、公園の適切な維持管理、公園の魅力向上、にぎわいの創出、環境美化サポーターとの協働の推進、低未利用公園の活用など、公園の質の向上を図るため、市立公園の管理業務を行う指定管理者の募集を行うことを検討しています。

### (2) 環境楽習館

環境楽習館は、地域から地球温暖化を防止すること、暮らしの中で温室効果ガス発生を抑制すること及び環境負荷を低減した生活に関することを市民、事業者及び市が協力して普及啓発していくことを目的に平成23年度に設置した施設です。施設にエアコンを配備していないこと、また、施設の利用範囲を環境関連の事業やイベント、会合等に限定していることから、利用率が低いことが課題となっています。

そのため、年間を通じて安定して利用できる施設とするため、市の

負担によりエアコン等の必要な整備及び施設の利用範囲を拡大する等の条例改正を行い、通年の開館及び多様な団体・市民の利用を可能とすることを予定しています。

民間事業者のノウハウをいかし、環境楽習館の運営方法の再構築及びキッチン設備等の活用を図ることにより、来館者数の増加及び利便性の向上を図るため、環境楽習館の管理業務を行う指定管理者の募集を行うことを検討しています。

## 2 本市が公園に求める基本的な役割

公園は、子ども、若者、子育て中の方、外国人、高齢者、一人暮らしの方など、気軽に集い、交わり、悩みを分かち合え、公園利用者同士がつながりあうことのできる場できる「みんなの居場所」であり続けることが期待されています。

子どもが笑顔で子育てが楽しいと思える子育てに優しいまちづくりの推進、誰もが心豊かに自分らしく暮らせる長寿社会の実現、誰もが求める「居場所」でみんながつながることができる社会の実現に寄与する場所であることを基本的な考えとして前提とし、以下に掲げる役割を期待します。

### (1) 都市環境の保全及び都市景観の確保

公園のみどりの保全及び緑化の推進により、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和を図るとともに、周辺環境との調和に配慮した地域から親しまれる都市景観をつくること

### (2) 環境教育の場としての活用

公園の豊かなみどり及び動植物などに気軽に日常的に触れ合える環境教育や情操教育につながる場を提供すること

### (3) 防災、安全性の確保

公園は、市街地の中の貴重なオープンスペースであり、自然災害発生時に担う役割も重要であるとともに、日常的に子どもから高齢者まで誰もが安全で快適に利用できる場を提供すること

### (4) 子どもの居場所と交流の場の確保

公園は、子ども同士や親子が気兼ねなく集い、つながりあうことのできる場とすること

子どもたちが様々な体験を通して楽しみながら学び、成長できる豊かな時間を過ごすことができる場及び子育て家庭が地域と交流し、つながる場を提供すること

(5) 健康増進できる場の確保

日常的に散歩や運動などの健康づくりができる場を提供すること

(6) 共生社会の実現につながる場の確保

障がいのある子もいない子もみんな自然と遊べるユニバーサルデザインに配慮した遊び場を提供すること

(7) 農にふれあうの場の確保

子どもから高齢者までが農や食に関連する様々なイベントや公園を活用した菜園で交流する機会を通じて、身近に農を体験できる場を提供すること

3 本市が環境楽習館に求める基本的な役割

環境楽習館では、地域の環境情報及び地球温暖化対策についての情報を発信し、広く市民に環境保全についての関心を持っていただくこと、また、環境に関する学習や体験を通じて、市民一人ひとりの環境に配慮した行動の実践を促すことが求められています。

本市では、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、令和4年1月に「小金井市気候非常事態宣言」を発出しており、地球温暖化による気候危機に関する問題は、地球で暮らす私たち一人ひとりが真摯に向き合う課題でもあります。

環境問題は地域で暮らすすべての人に関わるものであることから、環境楽習館は子ども、若者、子育て中の方、外国人、高齢者、一人暮らしの方など「みんなの居場所」であることを基本的な考えとし、世界的な「気候危機」を自らの問題として認識できる教育や環境啓発の場として、また、環境啓発等を通じた地域コミュニティに資する場として機能できるように以下に掲げる役割を期待します。

(1) 環境啓発の場の確保

地域の環境情報や地球温暖化に関する情報、環境に係る市民団体や教育機関の情報を整理し、市民が気軽に環境に関する情報に触れられ、新たな交流や環境活動の広がりきっかけとなる場を提供するこ

と

(2) 環境教育の場の確保

大人だけでなく幼い頃から環境への意識を醸成するため、ものづくり等の体験や講演会等の学びを通じて、日常生活の中で環境に配慮した行動の実践を促す場を提供すること

(3) 施設の有する機能の活用

ア 断熱機能、太陽光発電、小屋裏通風扉、猛暑日ファン等施設が有する環境に配慮した設備、また、キッチンや浴室等の日常的に使用する設備を活かした節水や省エネ行動についての情報提供を行い、来館者が日常生活の中で環境について考えるきっかけを作る場を提供すること

イ 館外のビオトープに生息する水生生物や植物、敷地内の樹木といった身近な自然と、季節ごとに触れ合え、学べる場を提供すること

(4) 子どもの居場所の確保

環境楽習館は、子ども同士や親子が気兼ねなく集い、つながりあうことのできる場であること

子どもたちが学校での学びを自ら発展して考え、様々な体験を通して楽しみながら学び、成長できる豊かな時間を過ごすことができる場の提供をすること

(5) 交流の場の確保

ア 地域で暮らすあらゆる立場の市民が、環境という共通のテーマについて学び、考え、行動、交流することで多様な人同士が結びつき、つながる場の提供をすること

イ キッチン設備を活用したイベントを実施することにより、交流の場を提供すること

なお、イベントは広い意味で環境と捉えられるものとし、幅広く誰でも集い、環境楽習館の存在を認識し、活動の輪が広がることを期待します。

(6) 食にふれあう場の確保

地場の野菜や果物、エコ什器等を使った料理を提供する機会を通じて、身近に農やエコを体験できる場を提供すること

(7) 研修の場の確保

環境に資する問題提起に関する研修等の利用のみならず、誰でも気軽に利用できるスペース（＝研修室）を提供すること

#### 4 対象施設の概要

市立公園及び環境楽習館

（「別紙1」、「別紙2」及び「別紙3」のとおり）

#### 5 サウンディングのスケジュール

(1)	実施要領の公表	令和4年6月15日（水）
(2)	サウンディング参加申込期間	令和4年6月15日（水） ～6月22日（水）午後5時
(3)	議題（案）の提出期限	令和4年6月22日（水）午後5時
(4)	サウンディング実施日時の連絡	令和4年6月24日（金）
(5)	サウンディングの実施	令和4年6月27日（月）、 令和4年6月28日（火）
(6)	実施結果概要の公表	令和4年8月上旬

#### 6 サウンディングの参加申し込み

サウンディングの参加を希望する場合は、以下のとおりお申込みください。

##### (1) 申込受付期間

令和4年6月15日（水）～6月22日（水）午後5時

##### (2) 申込方法

様式1「エントリーシート」に必要事項を記入し、件名を【サウンディング参加申込】として、電子メールにて、「14 問合せ先」記載のメールアドレス（s040199@koganei-shi.jp）に提出ください。

#### 7 議題（案）の提出

「議題（案）」については、以下内容を踏まえ、ご提出ください。（「議題（案）」の提出は任意とします。）

##### (1) 提出期間

令和4年6月15日（水）～6月22日（水）午後5時

(2) 提出方法

様式2「議題（案）」にサウンディングにおいて、意見交換を行いたい内容について記載し、必要に応じて、補足資料（イメージパース、配置図等）も添付して、件名を【サウンディング議題（案）の提出】として、電子メールにて、「14 問合せ先」記載のメールアドレス（s040199@koganei-shi.jp）にご提出してください。補足資料については、当日持参も可としますが、その場合は、5部ご持参ください。

(3) 留意事項

本市の受信容量（4MB）を超える場合は、原則、市のファイル送信メールシステムの活用を推奨していますので、件名を【ファイル送信システム活用希望】とし、電子メールにて、「14 問合せ先」記載のメールアドレス（s040199@koganei-shi.jp）に連絡ください。

なお、市のファイル送信システムが使用できない場合は、各事業者のファイル送信システムにより送信することも可とします。

8 サウンディングの日時の連絡

サウンディングの参加申込のあったグループの担当者宛に、実施日時を、令和4年6月24日（金）を目処に、電子メールにてご連絡します。参加希望日で日程の調整がつかない場合は、別途調整させていただきます。

9 サウンディングの実施

(1) サウンディングの対象者

市立公園及び環境楽習館の維持管理・運営等に関心のある法人又は法人のグループとします。サウンディングに出席する人数は、「1社又は1グループ」に対して5名以内としてください。出席者の一部をWebにて参加することも可とします。

なお、本案件において共同事業者（JV）を組むことを想定している場合は共同事業者で参加することも可とします。この場合、会場の都合上、サウンディング実施日時を限定することや、実施方法を調整させていただく場合があります。

ただし、次のいずれかに該当する団体等はサウンディングに参加できません。

- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の団体
- イ 小金井市契約における暴力団等排除措置要綱の別表に該当する団体
- ウ 小金井市から指名停止措置を受け、指名停止期間中の団体

(2) 実施日及び場所

実施日（令和4年）	場所
6月27日（月）午前	市民会館（萌え木ホール）3階A会議室 （小金井市前原町三丁目33番25号）
6月27日（月）午後	小金井市役所本町暫定庁舎1階第一会議室 （小金井市本町六丁目5番16号）
6月28日（火）午後	小金井市役所西庁舎2階第五会議室 （小金井市本町六丁目6番3号）

※ 午前は、「午前10時00分～午前11時30分」、午後は、「午後1時30分～午後3時00分」、「午後3時30分～午後5時00分」の時間帯を指しています。

(3) 所要時間

1時間30分程度

(4) 方法

対面もしくはWeb（Zoomの活用を予定）

※ Web参加の方には、事前に参加方法を電子メールにてご連絡します。

(5) 留意事項

本件については、市立公園民間活力導入支援委託により検討を進めているため、サウンディングについては、当該支援委託の受託事業者が同席します。

10 サウンディング当日の議題（例）

「議題（案）」検討の参考として、サウンディング当日の議題の例を以下に示します。

- (1) 対象施設の包括的な維持管理・運営について

- ア 対象施設の包括的な維持管理・運営に当たっての課題、懸念事項及び市への要望
  - イ 市が検討している対象範囲、事業期間、事業費等に対する課題、懸念事項及び市への要望
  - ウ 市立公園と環境楽習館を一括で対象施設するに当たっての課題、懸念事項及び市への要望
  - エ 維持管理に協力しているボランティア団体との協働に当たっての課題、懸念事項及び市への要望
  - オ 滄浪泉園緑地事務所を管理事務所とするに当たっての課題、懸念事項及び市への要望
  - カ 施設の魅力を向上する運営等のアイデア
  - キ 滄浪泉園緑地と環境楽習館を一体で活用するための整備及び市立公園と環境楽習館を一体で活用するための仕組み等のアイデア
  - ク 環境楽習館の活用アイデア
- (2) 主要な市立公園（梶野公園、栗山公園等）への民間施設の設置について
- ア 設置が考えられる機能（例：飲食物販施設）
  - イ 民間施設の設置に当たっての課題や懸念事項
- (3) 本市が公園・環境楽習館に求める基本的な役割に関するご提案
- ア 施設を活用した子育て支援、長寿社会の実現、地域の学び及びみんなの居場所につながるご提案
  - イ 公園と環境楽習館を活用した環境教育等につながるご提案
- ※ 基本的な役割については、本実施要領3ページの「2 本市が公園に求める基本的な役割」及び4ページの「3 本市が環境楽習館に求める基本的な役割」をご参照ください。

## 11 留意事項

- (1) サウンディングは、参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため、個別に行います。
- (2) 提出資料の著作権はそれぞれの参加事業者に帰属しますが、提出資料の返却はいたしません。
- (3) サウンディングにおいて頂いた、ご意見・ご要望について、事業検

討において可能な限り、前向きに検討しますが、必ずしも全てのご意見・ご要望を事業内容に反映するものではない点にご留意ください。

- (4) サウンディングへの参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりません。
- (5) サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。
- (6) 本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対応（文書照会含む）及びアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

## 12 サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を令和4年8月上旬に予定しております。

なお、参加事業者のアイデア及びノウハウに配慮し、公表に当たっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

## 13 提出資料

- (1) 様式1 エントリーシート
- (2) 様式2 議題（案）

## 14 問合せ先

〒184-8504

小金井市本町六丁目6番3号

小金井市環境部環境政策課

担当（市立公園）小林

（環境楽習館）高野

電話 042（387）9860（直通）

E-mail s040199@koganei-shi.jp